

うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準の制定に係る告示案について寄せられたご意見及びそれに対する考え方について

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>非正規社員が労働条件について安心して働ける事が「うなぎ養殖業を営む上で必要不可欠な生産機能」の維持に必要で、ひいてはうなぎ養殖業の振興に資するものと感じます。</p> <p>「うなぎ養殖業の許可に係る養殖場の基準の内容」に労働基準法 89 条と 90 条に基づく就労規則を作成し労働者に周知させて、その就労規則の控えを許可審査資料として提出させ、うなぎ養殖業の許可の条件の一つに追加してほしい。</p>	<p>許可の適格性の審査においては、内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 41 条第 1 項において、許可についての適格性を定めています。同条同項第 1 号において既に、労働に関する法令の遵守について定めており、この労働に関する法令には労働基準法も含まれます。</p> <p>本告示は同条同項第 5 号に基づき、養殖場の基準を定めるものです。</p>
<p>告示案について、表現を適正化すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、平仄の統一等を行います。</p>

その他、本告示案の内容に対するご意見以外のご意見については、パブリックコメントの対象外となるため、回答は差し控させていただきます。